

第4次登米市男女共同参画行動計画

(令和3年度～令和7年度)



令和3年3月
宮城県登米市

目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 行動計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 行動計画の性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 行動計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 行動計画の推進・点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策の展開

- 基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり・・・・・・・・・・ 2
 - 基本目標1 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】・・・・・・・・・・ 2
 - 基本目標2 男女平等の意識改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 基本目標3 男女平等教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - 基本方針Ⅰにおける成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 基本目標1 地域における男女共同参画の推進【重点目標】・・・・・・・・・・ 6
 - 基本目標2 家庭生活における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・ 7
 - 基本目標3 職場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 基本方針Ⅱにおける成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり・・・・・・・・・・ 11
 - 基本目標1 子育てにおける男女共同参画の推進【重点目標】・・・・・・・・・・ 11
 - 基本目標2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・ 13
 - 基本方針Ⅲにおける成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

参考資料

- だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・ 14
- 世界の動きと国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第1章 基本的な考え方

1 行動計画策定の趣旨

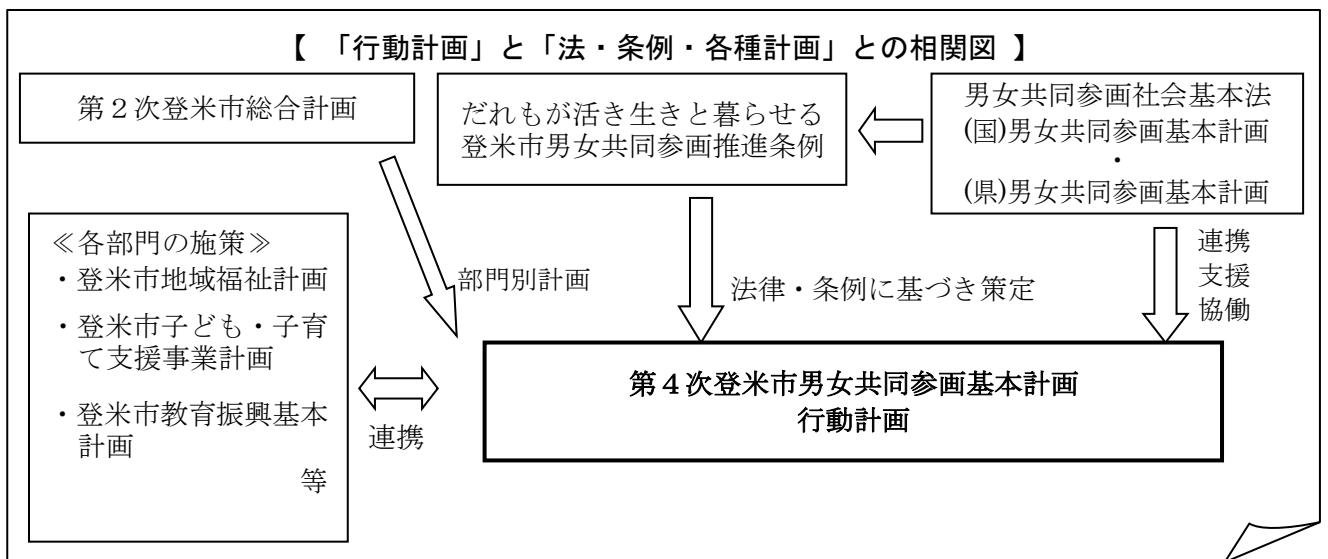
平成23年4月に施行された「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」に基づき、平成24年3月に第2次登米市男女共同参画基本計画、平成27年10月に第3次登米市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

これまでの取り組みにおいて、男女共同参画社会基本法に定められる男女の人権の尊重及び社会における制度や慣行についての配慮、家庭と仕事の両立のための意識改革の必要性については徐々に浸透しつつあるものの、社会通念や慣習などによって形成された男女の固定的な役割分担意識は短期間で解消されるものではなく、家庭や職場・地域の中で「男女平等の社会」を自らの課題として捉え行動に移すためには、継続的に意識改革を図るための取り組みが必要です。

こうした状況を踏まえて、第4次登米市男女共同参画基本計画を着実に推進し実効性を高めていくよう、現状と課題を整理し、それぞれの課題を解決するための具体的な取り組みについてまとめました。

2 行動計画の性格と位置づけ

この行動計画は、条例に基づき策定されている基本計画に基づくものであるとともに、第2次登米市総合計画に沿った部門別計画に位置付けられるものであり、市の各部門の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えるものです。



3 行動計画の期間

この行動計画の期間は、基本計画の計画期間に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 行動計画の推進・点検・評価

(1) 推進体制の充実

男女共同参画の推進に当たっては、庁内組織で構成する男女共同参画推進本部、幹事会、作業部会において、関係各課との連携を図り、全庁的な取り組みを推進します。

(2) 点検と評価

毎年度、各事業の推進状況の把握と点検・評価を行い、実施状況を公表します。

第2章 男女共同参画の推進に向けた施策の展開

基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり

基本目標1 男女間のあらゆる暴力の根絶・・・【重点目標】

施策の方向性	具体的な取り組み	担当課
(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進	① DVについての意識向上に向けた啓発の推進 DV（ドメスティック・バイオレンス）※1に関するリーフレット等を市内の公共施設等へ設置するとともに、各種イベントでの配布をすることにより、DV防止についての意識向上を図ります。	市民生活課
	② デートDV防止対策講習会の実施 若い世代における恋人間での暴力（デートDV）の防止に向けた知識の習得を図ります。	
(2) 相談・支援体制等の充実	① 相談窓口の周知徹底 被害者相談窓口や電話相談に関するリーフレットを市内の公共施設・医療機関等へ設置するとともに、広報等を活用した相談窓口の周知徹底を図ります。	市民生活課
	② 専門家による被害者相談会（11回/年）の紹介及び同行支援の実施 宮城県がNPO法人ハーティ仙台に委託実施している相談「女性のための面接相談」を必要に応じて紹介します。また被害者のメンタル面を考慮し、状況に応じて面接場面への同行支援も実施します。	子育て支援課
	③ 保護命令申し出等に係る関係機関への同行支援 被害者の安全確保を優先し一時保護、保護命令手続き等の支援を実施します。	子育て支援課
	④ 一時保護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設への入所支援 自立に向けての検討時期には、関係機関と連携し、新たな生活展開に向けての支援を実施します。	子育て支援課
	⑤ 家庭児童相談員の設置（設置人員2人） 配偶者等から暴力を受けている被害者の子どもに対する支援を行います。	子育て支援課

【用語解説】

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女（パートナー）間における、身体的・精神的・性的な暴力を指します。暴力だけでなく、おどし、ののしり、無視、言動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

基本目標 2 男女平等の意識改革

施策の方向性	具体的な取り組み	担当課
(1) 男女共同参画の意識啓発の推進	① 広報やホームページを活用した意識啓発の推進 あらゆる世代の人々が男女共同参画の必要性について共感できるよう、身近な男女共同参画に関する情報の発信を行い、意識の高揚を図ります。	市民生活課
	② 登米人権擁護委員協議会と連携した啓発活動の実施 中学生に対して人権啓発リーフレットを配布するなど啓発事業を実施することにより、人権尊重の意識高揚を図ります。	市民生活課
	③ 人権の花運動の実施 花の苗などを児童が協力しながら育成することを通して、協力や感謝することの大切さを培うための教育を推進します。	
(2) 関係機関等からの情報収集と市民等への情報提供	① 男女共同参画に関する情報の収集と提供 国内外の動きや他自治体等の取り組みについて情報を収集し、ホームページや広報を活用して提供を図ります。	市民生活課
(3) 調査研究・分析の推進	① 各種施策に関する市民アンケート等の実施 子育てや介護、男女共同参画など、各種取り組みについての現状及び課題を把握するため、市民アンケート及び登米市の教育通信簿による調査を行い、施策に反映させます。	子育て支援課 長寿介護課 市民生活課

基本目標 3 男女平等教育の推進

施策の方向性	具体的な取り組み	担当課
(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	① キャリアセミナーの実施（全中学校/年） 児童生徒が、「男らしさ」「女らしさ」による固定的な考え方にとらわれずに、適正や能力に応じた進路を選択する力を培う教育を推進します。	学校教育課
	② 人権教育の推進 人権尊重を基本とした男女平等教育の推進を図る。	
	③ 一日入学（園）や学校行事を活用した説明会の実施及び情報提供 一日入学等の多くの保護者が集まる機会や学校だより等における情報提供により、家庭生活における男女共同参画への理解と意識啓発を行います。	
(2) 多様な選択を可能にする生涯学習・啓発の充実	① 地域スポーツ活動の推進を図る総合型地域スポーツクラブへの支援 生涯スポーツにおける市民の健康支援のため、性別や年齢による運動習慣やニーズの違いを踏まえ、あらゆる年代の参加を促進する総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、スポーツ活動を行う習慣づくりを推進します。	生涯学習課
	② 長生大学、先人大学等の実施 男女が心身ともに健康で、明るく生きがいのある社会を構築するため、性差なく取り組む高齢者スポーツの体験を通じた健康増進や、互いを労わりあう意識の醸成を促す講座を開催します。	
	③ 親子交流型講座の実施	
	④ 中学生の子育て理解講座 家族が互いに協力し合うことの重要性や、家庭生活の大切さなどを学ぶ機会を提供します。	
(3) 人権尊重の視点に立った性に関する教育・啓発の充実	① いのちの教室の実施 命の重要性とともに、自分が必要とされているという心を育てるための研修会を実施します。	健康推進課
	② 道徳教育や保健教育、学級活動の推進 思春期にある生徒に対して、保健教育、道徳、学級活動等を通じて心身の発育・発達や変化など、人間の性の成熟について理解を深め、互いに相手を理解し、尊重する心情や態度を育てます。	学校教育課

《基本方針 I における成果指標》

項目	目標値 (令和 8 年 3 月)	現況値 ^{※1} (平成 30 年 11 月)
「男女共同参画」の具体的内容の認知度	100%	67.6%
「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	90%	66.1%
DV（配偶者やパートナーからの暴力）の相談窓口の認知度	100%	72.4%

※1. 現況値：平成 30 年 11 月実施の「男女共同参画に関する市民アンケート」による数値

※行動計画の進捗状況を把握するため、5 カ年計画の中間年である令和 5 年度に市民アンケートを実施し、各種取り組みについての現状及び課題の把握を行い、目標値の達成に向けて施策を推進します。

基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり

基本目標 1 地域における男女共同参画の推進・・・【重点目標】

施策の方向性	具体的な取り組み	担当課
(1)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	① 性別や世代を問わず参画できる地域づくり事業の実施 市内21コミュニティ組織の役職員を対象とした研修会や連絡調整会議等を通して意識啓発に取り組み、住民が満足できる地域づくり事業の推進を図ります。	市民協働課
	② 知的障害者社会参加促進事業の実施 障がいの有無にかかわらず、ともに参加できるイベント等の開催により、障がい者の社会参加を促進し、地域社会の一員として相互交流を促進します。	生活福祉課
	③ 手話通訳相談員の設置・派遣（設置人員1人） 手話通訳相談員の派遣により、障がい者の社会参加を促進します。	生活福祉課
	④ 公園・道路等のバリアフリー化の推進 高齢者や障がい者、妊婦や子ども連れの方など、全ての男女が安全に地域活動に参画できるよう環境の整備を図ります。	住宅都市整備課 道路課 その他関係課
	⑤ 健康教育の推進事業の実施 ⑥ 食生活改善推進事業の実施（伝達講習・育成研修会） ⑦ 健康ウォーキング推進事業の実施 男女がともに、健康状態に応じて適切に自己管理を行い、生涯を通じて健康に生活できるよう、地域の実情に応じた健康づくりを推進する体制の充実を図ります。	健康推進課
(2)防災における男女共同参画の推進	① 女性防災指導員の育成 災害時の自主防災組織の活動において、女性の視点を反映させるため、地域防災のリーダーとなる女性防災指導員を育成します。	総務課
(3)男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援	① 女性セミナー（講座）の実施 公民館・ふれあいセンターの社会教育事業の参加を機会に、コミュニティや様々な活動の場への参画を促進し、男女双方の視点を活かした地域づくりや地域での子育て支援環境を推進します。	生涯学習課
	② 男女共同参画による地域づくり組織運営の推進 性別や世代を超えた幅広い住民の参画による地域づくりが実践されるよう市内21コミュニティ組織に対し、巡回訪問を通して指導及び助言に努めます。	市民協働課

<p>(4)男女共同参画を推進する団体等の育成・支援</p>	<p>① 市民活動に関する相談・支援体制の充実</p> <p>とめ市民活動プラザを中心に、市民活動に関する相談や支援の充実、団体間の交流の場の提供などを通して、女性団体をはじめとする市民活動団体の活発な運営が図られるよう取り組みます。</p>	<p>市民協働課</p>
<p>(5)外国人が安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>① 国際交流協会への支援</p> <p>在住外国人の本人及び家族間におけるコミュニケーションや文化的背景の違いなどによる問題について支援を図るとともに、国籍に関わらず互いの文化について理解を深める機会を提供します。</p>	<p>観光シティプロモーション課</p>
	<p>② 相談体制の充実(英語・中国語・韓国語)</p> <p>在住外国人が安心して暮らせるよう、相談窓口の多言語化を図り、相談しやすい体制づくりに取り組みます。</p>	

基本目標2 家庭生活における男女共同参画の推進

<p>施策の方向性</p>	<p>具体的な取り組み</p>	<p>担当課</p>
<p>(1)男女の固定的な役割分担意識の改善</p>	<p>① 性別による固定的な役割分担意識の改善に向けた意識の醸成</p> <p>世代や性別に関係なく、家族が互いに支え合い、協力し合いながら家事等についてそれぞれの責任を担うよう、ホームページ等を活用した啓発を行います。</p>	<p>市民生活課</p>
<p>(2)男女がともに支え合う家事・育児・介護等の推進</p>	<p>① 男の料理(家事)教室の実施</p> <p>「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な役割分担意識解消に向けた取り組みを推進します。</p>	<p>生涯学習課</p>

基本目標 3 職場における男女共同参画の推進

施策の方向性	具体的な取り組み	担当課
(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善	① 女性の職業生活における活躍の推進に関する啓発の推進 ワーク・ライフ・バランス企業セミナーの際に、啓発資料を配布し周知徹底に努めます。	市民生活課
	② 障がい者の就労移行支援事業の実施 (利用者数) 令和元年度実績 24 人 ⇒ 令和 7 年度までの目標 28 人 障がい者が経済的・社会的に自立した生活を送れるよう、就業支援を行います。	生活福祉課
	③ 高齢者就業機会確保事業の実施 (シルバー人材センター登録会員数) 令和元年度実績 849 人 ⇒ 令和 7 年度までの目標 940 人 高齢期の女性の貧困対策と、年齢にとらわれず働く意欲のある方が生き生きとした生活を送るため、就業支援を行います。	地域ビジネス支援課
(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) ^{※1} の推進	① 延長保育事業の実施 保護者がワーク・ライフ・バランスを確立できるよう延長保育事業の実施によって支援します。	子育て支援課
	② 事業主に対する各種支援制度の情報提供 ③ 市内企業を対象とした研修会等の実施 男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。	市民生活課
(3) 農林業・自営業従事者の女性支援	① 農産加工者連絡協議会の活動支援 地域資源を活用した農産加工、食農体験、食文化の継承などに取り組む女性農業者を支援します。	産業総務課
	② 認定農業者連絡協議会事業の推進 農林水産業や農山漁村における女性の地位の向上を目指します。	産業総務課
	③ 家族経営協定締結の推進(新規 10 件/年) 女性の労働に対する適正評価と経済的自立のため、家族経営協定の普及を促進します。	農業委員会
(4) ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進	① 広報等を活用した職場ハラスメントの意識啓発 女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、セクシュアル・ハラスメント ^{※2} やパワー・ハラスメント ^{※3} 、マタニティ・ハラスメント ^{※4} の防止に向けた意識の醸成を推進します。	市民生活課

基本目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画

施策の方向性	具体的な取り組み	担当課
(1) 各種審議会等委員における女性登用の推進	① 審議会等への女性委員登用の推進 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。	全庁
	② 女性人材リスト ^{※5} の活用 女性委員を選任するための環境整備を図ります。	市民生活課
(2) 市管理職への女性登用の推進	① 管理職への女性登用の推進 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進します。	人事課
	② 研修の機会の充実 将来指導的地位となる女性人材の育成に努めます。	
(3) 市政への参画の促進	① 情報公開の推進 市の基本的な計画や条例等の策定にあたっては、市民意見公募（パブリックコメント）による市政への市民参加を促進するとともに、市民に分かりやすい情報発信に取り組みます。	全庁

【用語解説】

※1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をいいます。

※2 セクシュアル・ハラスメント（Sexual harassment）

相手の意に反して行われる性的嫌がらせのことをいいます。また、相手の意に反した性的な言動や、身体の不必要な接触、性的関係の強要などを行うことをいいます。

※3 パワー・ハラスメント（Power harassment）

組織における立場を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉です。会社などで、職権などの権力や地位、人間関係を背景にし、人格と尊厳を傷つける言動を繰り返し行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を行うことをいいます。

※4 マタニティ・ハラスメント（Maternity harassment）

働く女性が、妊娠・出産・育休などを理由にした解雇・減給・降格などの不利益な取扱いを受けることをいいます。また、妊娠・出産に関して職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのことをいいます。

※5 女性人材リスト

市の政策の立案及び決定並びに地域活動の場への女性の参画を推進するため、男女共同参画に係る女性リーダーを登録する制度。審議会等の委員やコミュニティ組織等の地域づくり活動の推進に向けた女性リーダーを選任する際、所管部署やコミュニティに対し情報提供を行うものです。

《基本方針Ⅱにおける成果指標》

項目	目標値 (令和8年3月)	現況値※ ¹ (平成30年11月)
家庭生活中で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	28.7
職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	22.9
地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	26.4
社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	50	13.3
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の具体的内容の認知度	60	47.1
市の審議会等のうち女性委員がいる審議会等の割合 ※2	100	(R2.4.1) 75.5
市の審議会等の全委員に占める女性委員の割合※2	40	(R2.4.1) 24.1

※1. 現況値：平成30年11月実施の「男女共同参画に関する市民アンケート」による数値

※2. 審議会等の範囲：条例・規則・要綱・要領で定める審議会、委員会、協議会等

※行動計画の進捗状況を把握するため、5カ年計画の中間年である令和5年度に市民アンケートを実施し、各種取り組みについての現状及び課題の把握を行い、目標値の達成に向けて施策を推進します。

基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり

基本目標 1 子育てにおける男女共同参画の推進・・・【重点目標】

施策の方向性	具体的な取り組み	担当課
(1)子育て環境の整備	<p>① 保育事業の充実</p> <p>② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施 放課後子ども教室^{※1}と連携しながら活動の場所を確保し、待機児童ゼロを目指します。</p>	子育て支援課
	<p>③ 自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業の実施 ひとり親家庭への子育て支援や、経済的自立を促進するため、就業支援を推進します。</p>	子育て支援課
	<p>④ 医師招へい・地域医療連携の推進 産科・小児科などの医師確保と他の医療機関との連携強化を図り、周産期医療及び小児医療体制の充実に努めます。</p>	医療局経営管理部経営管理課
(2)子育て支援体制の整備	<p>① マタニティサロンの実施 保育士、助産師、保健師、栄養士、心理士等による教育支援を実施します。</p>	健康推進課
	<p>② こころの元気相談室の実施 ③ こころの相談の実施 育児不安を解消するため、精神科医師や臨床心理士等による相談の機会や窓口を確保します。</p>	
	<p>⑤ 新生児全戸訪問事業の実施 ⑥ 子育て応援訪問事業の実施 地域で安心して子育てができるよう、助産師や保健師のみでなく、保健活動推進員による家庭訪問を実施します。</p>	
	<p>⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）の実施 身近で気軽に集うことができ、親子が安心できる居場所づくりと、育児不安についての相談支援を行います。</p>	子育て支援課

	<p>⑧ ファミリー・サポート・センター事業^{※2}の実施 ファミリー・サポート・センター事業を広く市民に周知し、利用会員と協力会員の確保に努めるとともに、多様化する保育需要の利用支援に取り組みます。</p> <p>⑨ 子育てサポート事業^{※3}の実施 令和元年度サポーター登録者数 18 人 派遣 10 回/年・延べ 30 人/年 安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、地域人材の養成や、託児ボランティアの育成と活動支援を行います。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>生涯学習課</p>
<p>(3)仕事と子育ての両立に向けたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</p>	<p>① 延長保育事業の実施（再掲） 保護者がワーク・ライフ・バランスを確立できるよう延長保育事業の実施によって支援します。</p>	<p>子育て支援課</p>
	<p>② 事業主に対する各種支援制度の情報提供（再掲） ③ 市内企業を対象とした研修会等の実施（再掲） 男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。</p>	<p>市民生活課</p>

【用語解説】

※1 放課後子ども教室

放課後に小学校等の余裕教室を利用して、子どもたちの安全・安心な活動の場を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や交流活動の機会を提供する事業です。

※2 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けを受けたい方と子育てをお手伝いしたい方がそれぞれ会員登録し、相互の信頼関係のもとに子どもを預けたり預かったりする地域ぐるみの子育て支援を有料で行う事業です。

※3 子育てサポート事業

子育てサポーター養成講座修了者に有償サポーターとして登録いただき、公共施設等で行われる社会教育事業等において、おおむね生後3カ月から小学校入学前までの子どもの一時保育を行う事業です。

基本目標 2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進

施策の方向性	具体的な取り組み	担当課
(1) 介護に関する社会的支援の充実	① 市内介護保険事業所研修会の実施 介護サービスの質の向上を目的に、介護保険制度改正、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係などについての研修会を実施します。	長寿介護課
	② 介護認定調査員研修会の実施 認定調査を行う際に、公平・公正かつ適切に調査が実施できるよう、調査に必要な知識や技術の習得と更なる技術の向上を図るため、新任調査員研修会、現任調査員研修会を実施します。	
(2) 男性の介護知識や介護技術の普及	① 家族介護交流会の実施 男性が参加しやすい介護に関する講座や家族介護交流事業の実施により、家族が互いに支え合い、協力し合って介護を行えるよう意識の醸成に努めます。	長寿介護課
(3) 地域における介護支援体制の確立	① 認知症サポーター養成講座 認知症や一人暮らしの高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域での見守りや家族介護への支援を図ります。	長寿介護課

《基本方針Ⅲに係る成果指標》

項目	目標値 (令和8年3月)	現況値 ^{※1} (平成30年11月)
家庭生活中で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	28.7
職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	22.9
地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	26.4
社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	50	13.3
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の具体的な内容の認知度	60	47.1

※1. 現況値：平成30年11月実施の「男女共同参画に関する市民アンケート」による数値

※行動計画の進捗状況を把握するため、5カ年計画の中間年である令和5年度に市民アンケートを実施し、各種取り組みについての現状及び課題の把握を行い、目標値の達成に向けて施策を推進します。



目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第18条）

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第19条—第21条）

第4章 男女共同参画審議会（第22条—第25条）

第5章 雑則（第26条）

附則

私たちは、豊かな水辺空間と肥よくな耕土が広がる登米市で、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固定的な役割分担意識や社会慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなどを改めていかなければなりません。また、あらゆる暴力を禁止する取組の必要性など、人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

さらに、私たちを取りまく社会経済情勢は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急激で多様な変化が続いており、これらの変化に対応し、だれもが生き生きと暮らせる登米市を築くため、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、市及び市民、事業者、教育関係者又は市民団体の協働のもと、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、登米市（以下「市」といいます。）、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め計画的に推進することにより、だれもが生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を改善するため、

必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。

(3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。

ア 市内に居住する人

イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人

ウ 市内の学校に在学する人

エ 市内に滞在する人

(4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいいます。

(5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。

(6) 市民団体 さまざまな分野において、より多くの人々が豊かに生活できることを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体又は自治会等をいいます。

(7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害することをいいます。

(8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間において身体的又は精神的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。

(9) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。

(10) 協働 共通の目標を達成するために、互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

(1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、国籍にかかわらず個人として尊重されることです。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないよう配慮されることです。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。

(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。

(5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。

(6) 暴力的行為 (身体的又は精神的苦痛を与える行為をいいます。以下同じです。) の根

絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持たなければならないことです。

(7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。

(8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がいを有する人又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。

(9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の一つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じです。）を総合的に策定し、実施しなければなりません。

2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。

4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民、事業者、教育関係者及び市民団体（以下「市民等」といいます。）との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 市民は、市又は事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動の実施に当たっては、市、事業者、教育関係者及び市民団体との協働により行うよう努めます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めます。

2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めます。

3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は他の事業者及び市民が実施する事業活動に協力するよう努めます。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定に当たっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき、基本的な計画（以下「計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、計画の策定及び変更に当たっては、第22条に規定する登米市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

3 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(推進体制の整備等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な環境整備に努めます。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画推進の人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(事業者が行う活動への支援)

第12条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めます。

(教育の分野における措置)

第13条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識づくり、個性及び能力の育成、男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(家族経営的な農林業及び商工業等の分野における措置)

第14条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるための必要な措置を講じるよう努めます。

(仕事及び生活の両立支援)

第15条 市は、家族を構成する男女が、共に仕事、子育て、介護等で家族的責任を果たすことができ、その他の家庭生活、地域等における活動の両立を可能とするため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うよう努めます。

(政策の立案及び決定への共同参画)

第16条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう、市民等と協力し、必要な措置を講じるよう努めます。

2 市は、各種委員会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、男女の均等な登用に努めます。

3 市は、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保します。

(実施状況等の公表)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表します。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第18条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができます。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応しなければなりません。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、登米市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止等)

第19条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(性別による権利侵害に関する相談体制の整備等)

第20条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うため必要な相談体制を整備します。

2 市は、前条に関する相談に関して、関係機関と連携し、適切かつ迅速に必要な支援を行います。

(公衆に表示する情報への配慮)

第21条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行ってはなりません。

第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、登米市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1) 第9条第2項に規定する事項
- (2) 第18条第2項に規定する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第23条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する人
- (2) 関係団体の推薦を受けた人
- (3) 公募により選任を受けた人

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

世界の動きと国の動き

年	世界の動き	国の動き
昭和 50 年 (1975 年)	国連が「国際婦人年」と位置づけ、女性の地位向上のためのガイドラインとして「世界行動計画」を採択しました。	「世界行動計画」を受け、国連を中心とした世界の動きと関連して、男女共同参画の問題が政策として取り上げられました。 「婦人問題企画推進本部」が設置されました。
昭和 51 年 (1976 年～ 1985 年)	「国連婦人の 10 年」と定め、女性が抱える問題の解決に向けて、世界規模で様々な取り組みが進められることになりました。	
昭和 52 年 (1977 年)		「国内行動計画」が策定されました。
昭和 54 年 (1979 年)	国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。	
昭和 60 年 (1985 年)		「女子差別撤廃条約」を批准するとともに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」が公布されました。
平成 7 年 (1995 年)	「世界女性会議(北京会議)」では、女性のエンパワーメント ^{*1} や女性の人権の尊重など平成 12 年(2000 年)までに各国が取り組むべき課題が提示されました。	「育児休業法」が改正(介護休業制度の法制化)され、家庭と仕事の両立のための環境整備がなされました。
平成 11 年 (1999 年)		「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の形成を 21 世紀の最重要課題に位置づけ、その実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項が明らかにされました。
平成 12 年 (2000 年)	「女性 2000 年会議」がニューヨークで開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、平成 17 年(2005 年)までに女性に差別的な条項撤廃のための法律を見直すことなどを盛り込んだ「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ ^{*2} 」が採択されました。	「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、施策の基本的方向や具体的施策の内容が示されました。
平成 13 年 (2001 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。
平成 17 年 (2005 年)	「第 49 回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。	社会的性別(ジェンダー ^{*3})の視点を明確化する「男女共同参画基本計画(第 2 次)」が閣議決定されました。
平成 19 年 (2007 年)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。
平成 22 年 (2010 年)		「第 3 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

<p>平成 27 年 (2015 年)</p>	<p>・第 3 回国連防災世界会議が仙台市で開催され、2030 年までに「人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済力、物理的、社会的、文化的、環境的資産に対する災害リスク及び損失の大幅な削減を目指すことを盛り込んだ「仙台防災枠組」^{※4}が採択されました。</p> <p>・国連サミットにおいて採択された SDG s^{※5}において、ゴール 5 として「ジェンダー^{※3} 平等と女性と女性のエンパワーメント^{※1}」が明記されました。</p>	<p>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布されました(翌年、全面施行)。「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。</p> <p>・国の開発協力方針を定める「開発協力大綱」が閣議決定され、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう一層積極的に取り組むことを明記されました。</p>
<p>平成 30 年 (2018 年)</p>		<p>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布、施行されました。</p>

【用語解説】

※1 エンパワーメント

個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的・経済的・社会的及び文化的に力を持った存在になること。
平成 7 年(1995 年)の北京女性会議の主要課題。

※2 イニシアティブ

主導権、リーダーシップ。

※3 ジェンダー

社会的、文化的につくられた性別のこと。生物的な性別と区別するために国際的に広く使用されることになった概念。

※4 仙台防災枠組

「指導原則」として、女性と若者のリーダーシップ促進。「防災関係者の役割」として、女性とその参加、女性の能力構築が盛り込まれた。

※5 SDG s

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。
国連加盟 193 箇国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標。

登米市市民生活部市民生活課

〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦130番地

電話：0220-58-2118

F A X：0220-58-3345

E-mail：simin@city.tome.miyagi.jp

令和3年3月